

★ 行政不服審査法施行条例（条例第二号）（総務課）

一 制定の理由

行政不服審査法の全部が改正され、提出書類等の写し等の交付に係る手数料並びに同法の規定に基づき設置する広島県行政不服審査会の組織及び運営に関する事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 審査請求人等による提出書類等の写し等の交付手数料

(一) 手数料の額

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円（用紙の両面を用いるときは、四〇〇円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円（用紙の両面を用いるときは、二〇〇円）

(二) 手数料の減免

経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 広島県行政不服審査会

(一) 委員の定数 六人以内

(二) 委員の任命 審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(三) 委員の任期 三年

(四) 会長 会長の選任方法及び職務を定める。

(五) 会議 会議の招集など審査会の運営について定める。

(六) 部会 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(七) 罰則 職務上知り得た秘密を漏らした委員に対する罰則を定める。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 職員の退職管理に関する条例（条例第三号）（人事課）

一 制定の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、再就職者による依頼等を規制するなど、退職管理の適正化を図るため、この条例を制定した。

二 制定の内容

- 1 営利企業等への再就職者のうち、離職の日の五年以上に人事委員会規則で定める職に就いていた者は、離職後二年間、契約等の事務で当該職務に属するものについて、在職していた組織等の職員に対し依頼等を行ってはならないこととした。
- 2 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた者が営利企業等に再就職した場合は、離職後二年間、人事委員会規則で定める事項を、速やかに離職した職の任命権者に届け出なければならないこととした。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県国民健康保険財政安定化基金条例（条例第四号）（医療介護保険課）

一 制定の理由

平成三十年度以降の国民健康保険制度において、県が、財政運営の責任主体としてその中心的な役割を担うために必要な財源として、国民健康保険財政安定化基金補助金が国から交付されることに伴い、国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された国民健康保険財政安定化基金補助金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、保険料若しくは保険税の収納不足が生じた市町に対する貸付け又は交付に要する経費の財源に充てるなどの場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十八年三月二十二日。ただし、二4及び5については、平成三十年四月一日から施行する。

★ 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例（条例第五号）（障害者支援課）

一 制定の理由

聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者福祉法第三十四条に規定する聴覚障害者のための情報提供施設として、広島県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）を設置するとともに、その管理に関して必要な事項を定めた。

二 センターの内容

1 位置

広島市南区皆実町一丁目

2 業務

- (一) 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しに関すること。
- (二) 聴覚障害者に情報を伝達するための機器の貸出しに関すること。
- (三) 聴覚障害者に対する意思疎通支援を行う者の養成及び派遣に関すること。
- (四) 聴覚障害に関する相談に応じること。
- (五) その他センターの目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3 開館時間

午前九時から午後五時まで

4 休館日

月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

三 指定管理者による管理

センターの管理は、指定管理者に行わせるものとした。

四 施行期日等

1 施行期日

平成二十八年三月二十二日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、2については平成二十八年三月二十二日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。

★ 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第六号）（総務課）

一 改正の要旨

行政不服審査法等の施行に伴い、関係条例について必要な規定の整備を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県情報公開条例	開示決定等に係る審査請求等は広島県情報公開・個人情報保護審査会で審議するため、審理員による審理手続を行わないこととするなど関係規定の整備
広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例	提出資料の閲覧等の請求先を広島県情報公開・個人情報保護審査会とするなど関係規定の整備
広島県個人情報保護条例	開示決定等に係る審査請求等は広島県情報公開・個人情報保護審査会で審議するため、審理員による審理手続を行わないこととするなど関係規定の整備
職員の給与に関する条例	引用条項の整理
職員の退職手当に関する条例	用語の整理
広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	
広島県税条例	
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	肥料取締法の改正に伴う関係規定の整理

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整備を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	育児を行う職員の早出遅出勤務等に係る規定の整備
広島県縮景園設置及び管理条例	利用料金又は入館料に係る規定の整備
広島県立美術館条例	
広島県民文化センター設置及び管理条例	
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	
広島県立県民の森設置及び管理条例	
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例 例	
広島県立県民の浜設置及び管理条例	
広島県立中央森林公園設置及び管理条例	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	認定こども園が連携を図るべき教育に、義務教育学校における教育を追加
広島県がん対策推進条例	特に受動喫煙を防止すべき施設等に、義務教育学校を追加
広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例	利用料金又は使用料に係る規定の整備
広島県健康福祉センター設置及び管理条例	
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	
広島県立産業会館設置及び管理条例	
広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	
広島県都市公園条例	

広島県営住宅設置、整備及び管理条例	子育てに適する県営住宅の期限付き入居に係る規定の整備
広島県立歴史民俗資料館設置条例	利用料金又は入館料に係る規定の整備
広島県立歴史博物館設置条例	
広島県総合グラウンド設置及び管理条例	
広島県立総合体育館設置及び管理条例	

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 呉市の中核市移行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第八号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

平成二十八年四月一日から呉市が中核市に移行することに伴い、次のとおり関係条例について必要な規定の整備を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	民生委員法に基づく事務のうち、民生委員の指揮監督等の事務を処理する市町から呉市を削除
	屋外広告物法に基づく事務のうち、違反に対する措置の代執行等の事務を処理する市町から呉市を削除
	身体障害者福祉法に基づく事務のうち、身体障害者手帳の交付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	生活保護法に基づく事務のうち、保護施設の設置の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉施設の設置の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	老人福祉法に基づく事務のうち、老人居宅生活支援事業の開始の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除
	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務のうち、犬又は猫の引取り又は引取りの拒否等の事務を処理する市町から呉市を削除
	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の許可等の事務を処理する市町から呉市を削除
	介護保険法に基づく事務のうち、指定居宅サービス事業者の指定等の事務を処理する市町から呉市を削除

<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務のうち、定期の健康診断の実施に係る通報及び報告の受付の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>広島県屋外広告物条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、自立支援給付に係る障害者等に対する報告の提出の命令等の事務を処理する市町に呉市を追加し、指定障害福祉サービス事業者（居宅系サービスに限る。）の指定等の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>公職選挙法施行令に基づく事務のうち、障害の程度の証明等の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例に基づく事務のうち、健康被害の報告の受付等の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、資金の貸付けの受付等の事務を処理する市町から呉市を削除</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>県が定める公衆衛生上講じるべき措置に関する必要な基準の対象区域から呉市の区域を除外</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>県が定める民生委員の市町ごとの定数に係る対象区域から呉市の区域を除外</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>県が行う屋外広告物の許可の対象区域から呉市の区域を除外</p>
<p>食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例</p>	<p>県が行う屋外広告物の登録の対象区域から呉市の区域を除外</p>

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十七年十一月四日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するなどとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 平成二十七年年度の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 平成二十八年度以降の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(三) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区分	現行	改正案
医療職給料表(一)適用者	三六六、七〇〇円	三六七、六〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、三〇〇円	五〇、五〇〇円

(2) 扶養手当

(二)に係る改定後の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの（以下「特定管理職員」という。）について、扶養手当（第三子以降の子に係るものを除く。）を支給しないこととした。

(3) 地域手当

地域手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	現行	改正案
東京都特別区	一〇〇分の十八	一〇〇分の二十
大阪府大阪市	一〇〇分の十五	一〇〇分の十六
広島市及び安芸郡府中町	一〇〇分の六	一〇〇分の七・五
その他広島県内の地域	一〇〇分の三	一〇〇分の四・五

(4) 住居手当

特定管理職員に対し、住居手当を支給しないこととした。

(5) 寒冷地手当

寒冷地手当を廃止した。

(6) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	現 行		改 正 案
		一二月	六月	
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の八〇
	一二月	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の八〇
特定幹部職員	六月	一〇〇分の九五	一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇〇
	一二月	一〇〇分の九五	一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇〇
再任用職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三七・五
	一二月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三七・五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四五	一〇〇分の四五	一〇〇分の四七・五
	一二月	一〇〇分の四五	一〇〇分の四五	一〇〇分の四七・五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおりに改定した。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	現 行		改 正 案
		一二月	六月	
任期付研究員	六月	一〇〇分の二三・五	一〇〇分の二三・五	一〇〇分の二三・五
	一二月	一〇〇分の一四・五	一〇〇分の一四・五	一〇〇分の一四五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおりに改定した。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	現 行		改 正 案
		一二月	六月	
特定任期付職員	六月	一〇〇分の二三・五	一〇〇分の二三・五	一〇〇分の二三・五
	一二月	一〇〇分の一四・五	一〇〇分の一四・五	一〇〇分の一四五

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

特別職の職員等	区分	
	支給月	現行
六月	一〇〇分の二三・五	一〇〇分の二三・五
一二月	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一四五

5 地方公務員法の一部改正に伴う規定整備

(一) 職員の給与に関する条例に、1(二)による改正後の給料表に応じた等級別基準職務表を定めた。

(二) (一)のほか、関係条例について必要な規定の整備を行った。

6 その他

この条例の施行に伴い必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

1 二1(一)、二1(三)(1)、(3)及び(6)、二2、二3並びに二4については、平成二十八年三月二十二日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

2 二1(二)、二1(三)(2)、(4)及び(5)、二5並びに二6については、平成二十八年四月一日

★ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（人事課）

一 改正の理由

家族を介護する職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的として、介護休暇制度を拡充するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 現行の介護休暇（以下「第一号介護休暇」という。）を受けた後において、要介護者の介護を必要とする状態が継続している場合に、六月（人事委員会規則で定める場合）にあつては、人事委員会規則で定める期間）を単位として二年六月の範囲内において介護休暇（以下「第二号介護休暇」という。）を受けることができることとした。
- 2 第二号介護休暇を受ける期間は、通算して人事委員会規則で定める期間を超えることはできないものとした。
- 3 第二号介護休暇の期間については、給与を支給しないこととした。
- 4 第二号介護休暇を受けた期間を退職手当の算定に係る勤続期間から除算する等の措置を講じることとした。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（業務プロセス改革課）

- 一 改正の理由
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号の利用に係る県独自の事務を定めるため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
 - 県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加する。

執行機関	事務
知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	国公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの（特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を除く。）
教育委員会	県立学校の授業料等の減免に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	県立の中学校における学校給食費の援助に関する事務であつて規則で定めるもの

三 施行期日

平成二十八年三月二十二日

★ 広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（福利課）

一 改正の要旨

刑法の一部改正による刑の一部執行猶予制度の創設に伴う恩給法の一部改正に準じて、必要な改正を行う。

二 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十三号）（財政課）

一 改正の要旨

農産物検査法の改正に伴う農産物検査登録検査機関の登録手数料等の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行う。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	農産物検査法の改正に伴う農産物検査登録検査機関の登録手数料等の新設 歯科技工士法の改正に伴う歯科技工士国家試験の合格証明書交付手数料の廃止 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う登録 ^か 療 ^り 吸引等事業者の登録申請手数料の新設 介護支援専門員実務研修手数料及び介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修手数料等の改正 既存住宅が長期優良住宅建築等計画の対象に追加されることに伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の新設 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴う建築物のエネルギー消費性能向上計画に関する認定に係る手数料等の新設 職業能力開発促進法の一部改正に伴う引用条項の整理 診断又は治療に関する担当医師以外の医師の意見に係る手数料の新設 死後措置料の新設 脳性麻痺に関する診断書の作成に対応した文書料（特別診断書）の上限額の改正 死後措置料の新設 死後措置料の新設
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	死後措置料の新設
広島県立福山若草園設置及び管理条例	死後措置料の新設
広島県家畜人工授精料等徴収条例	牛の体外受精卵の製造に係る手数料の新設

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち歯科技工士法の改正に伴う歯科技工士国家試験の合格証明書交付手数料の廃止 平成二十八年三月二十二日
- (二) (一)及び(三)以外の改正 平成二十八年四月一日

(三) 広島県手数料条例の改正のうち介護支援専門員実務研修手数料及び介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修手数料の改正 平成二十八年三月二十二日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

2 経過措置

広島県立福山若草園設置及び管理条例の改正規定の施行の際現に特別診断書を申請している者等のため、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（財産管理課）

一 改正の要旨

広島県庁舎整備基金を財政の健全な運営に資するために要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（研究開発課）

一 改正の要旨

中国地方五県における公設試験研究機関の連携強化の一環として、広島県立総合技術研究所に置くセンターの設備利用に係る使用料及び手数料について、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県に住所等を有する利用者が納付する額を県内の利用者が納付する額と同額とするよう必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十六号）
（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を変更するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町が処理する事務から削除するもの

事 務	対象市町
一 児童福祉法に基づく事務のうち、児童自立生活援助事業の開始の届出の受付等 二 農林物資の規格化等に関する法律に基づく事務のうち、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準を守らない製造業者等に対する指示等 三 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可の際の都道府県農業会議の意見聴取等 四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務のうち、高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可等 五 食品表示法に基づく事務のうち、表示事項が表示されていない食品を販売する食品関連事業者に対する指示等 六 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、広告物の表示行為等の届出の受付等	呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 広島市 市町 広島市、呉市及び福山市 広島市 呉市及び廿日市市

2 その他必要な規定の整理

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）
（消費生活課）

一 改正の理由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において、消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 消費者安全法に規定する消費生活センターは、消費生活相談等の事務及びこの条例に基づき知事が行う事務を分掌する内部組織（以下「消費生活担当課」という。）とすることとした。
- 2 消費生活担当課に、事務を掌理する長及び必要な職員を置くものとした。
- 3 消費生活担当課の名称及び住所並びに消費生活相談の事務を行う日及び時間は、広島県報で公示することとした。
- 4 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとした。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（教育委員会）

一 改正の要旨

本県教育の振興及び充実のための資金として受納した寄附金を、広島県教育振興基金に積み立て、同基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（条例第十九号）（建築課）

一 改正の理由

建築基準法施行令の一部が改正され、避難安全性能を有するものであることの国土交通大臣の認定の対象となる建築物が拡大されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県建築基準法施行条例 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	避難上の安全の検証を行う建築物等に係る関係規定の整備等 関係規定及び引用条項の整理等

三 施行期日

平成二十八年六月一日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例等の一部を改正する条例（
 条例第二十号）（医務課）

一 改正の要旨

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律
 において、独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部が改正され、独立行政法人労働者
 健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に改称されたことなどに伴い、次のと
 おり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
医療法に基づく病院等の人員及び施設の 基準等を定める条例	規定する法人の名称を整理
例 修学資金等の返還債務の免除に関する条 例	引用する法律の題名及び規定する法人の 名称を整理
風致地区内における建築等の規制に関す る条例	規定する法人の名称を整理

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
(条例第二十一号) (がん対策課、障害者支援課、病院事業局)

一 改正の要旨

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項の整理を行った。

- 1 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例
- 2 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- 3 広島県立福山若草園設置及び管理条例
- 4 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例
- 5 県立病院使用料及び手数料条例

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十二号）
（地域福祉課）

一 改正の要旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、利用定員が厚生労働省令で定める数未満の通所介護を地域密着型サービスとするなどの見直しが行われたことなどに伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
修学資金等の返還債務の免除に関する条例	引用条項の整理
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	通所介護に係る関係規定の整理及び引用条項の整理
老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	引用条項の整理
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	引用条項の整理
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	通所介護に係る関係規定の整理
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	引用条項の整理
老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	通所介護に係る関係規定の整理
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	通所介護に係る関係規定の整理及び引用条項の整理
障害者の日常生活及び社会生活を総合的	

に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスに関する事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（
医療介護保険課）

一 改正の要旨

平成二十八年度及び平成二十九年度における財政安定化基金拠出金の拠出率を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、基準該当自立訓練の対象事業所を拡大するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

- 1 港湾の利用の促進を図ることを目的として、広島港及び福山港の港湾施設の係船料又は使用料について、次のとおり軽減措置を講じるため必要な改正を行った。
 - (一) 広島港出島地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十九年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
 - (二) 福山港箕沖地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成三十一年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
- 2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年三月二十二日。ただし、附則第八項及び附則第九項の改正規定（「別表第一」を「別表第二」に改める部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

★ 広島県建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（建築課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）において、建築基準法の一部が改正され、建築審査会の委員の任期を条例で定めることとされたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第二十七号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十七年十一月四日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するとともに、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、等級別基準職務表を定めるなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 2 等級別基準職務表を定めた。
- 3 この条例の施行に關し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

平成二十八年三月二十二日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、二二については、平成二十八年四月一日

★ 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

児童生徒数の変動等及び最近の治安情勢への対処に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 後	改正による増員
県立高等学校等教職員	五、二七〇人	五、二九〇人	二〇人
市町立学校県費負担教職員	一四、七九〇人	一四、八三六人	四六人

2 広島県警察職員定員条例の一部改正

最近の治安情勢に対処するため、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	現 行	改 正 後	改正による増員
警察官	五、一四六人	五、一六九人	二三人
警 部	三三二人	三三三人	一人
警部補	一、五〇四人	一、五一一人	七人
巡査部長	一、五五五人	一、五六三人	八人
巡査	一、六〇三人	一、六一〇人	七人

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（警察本部）

一 改正の要旨

広島市安佐南区及び同市佐伯区の区域が変更されたことに伴い、広島県安佐南警察署及び広島県佐伯警察署の管轄区域を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年三月二十二日

★ 広島県介護基盤緊急整備等基金条例を廃止する条例（条例第三十号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

国から介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県介護基盤緊急整備等基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県介護基盤緊急整備等基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県介護施設開設準備等基金条例を廃止する条例（条例第三十一号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

国から介護職員処遇改善等臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県介護施設開設準備等基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県介護施設開設準備等基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例を廃止する条例（条例第三十二号）（雇用労働政策課）

一 廃止の要旨

国から緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県緊急雇用対策基金の事業が終了することに伴い、広島県緊急雇用対策基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十八年六月一日

★ 広島県議会情報公開条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

一 改正の要旨

行政不服審査法の施行に伴い、該当条項等の整理を行うなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日